



関西大学通信 THE KANSAI UNIVERSITY NEWS

第152号

昭和61年(1986年)2月1日

関西大学広報委員会
大阪府吹田市山手町3-3-35

天寿国繡帳残闕(飛鳥時代 奈良・中宮寺)

昨年の秋十月、私は京都の国立博物館で奈良の中宮寺に宝蔵されると「天寿国繡帳」を見ることになった。この繡帳は「群書類従」(巻六十四)などに収載する「上天寿国繡帳」を表す機会に恵まれた。この繡帳は「群書類従」(巻六十四)などに収載する「上天寿国繡帳」を表す機会に恵まれた。

聖徳太子の妃・橘大女郎(おおいしき)が太子の崩御を悲悼歎息して、「わが大王【聖徳太子】が生前わたしに語つておられた言葉に往生なされていに違いない。

文繡、金綾を貢献する習俗は、

しかし天寿国(有様など)の目

は、へ世間虚偽、唯仏是真一世間

天皇に訴えられ、その訴えが聽き

は虚偽(こけ)にして唯だ仏のみ届けられて、この繡帳が造られた

是(こ)れ真(まこと)いであ

るためには、天寿國(九なる)その神仙世界

が、現代中國の英傑毛沢東(一九五七年、反動派のテロに斬られた最

福永光司

天寿国繡帳の曼荼羅図

初の夫人・楊開慧の死を悼んで作つた「遊仙・李淑に贈る」と題する詞(字数ふそいの定型詩)の次の二節であった。

我失驕君失柳(我は驕(たけ)き柳を失い、君は柳を失う)/楊柳(なんじ)などに見える月中の仙女として、「わが大王【聖徳太子】が生

よつて大王の往生なされた世界の

状景をじっくり眺めたい」と推古が、私が博物館での天寿国繡帳

(あがり、直ちに重音の九なる)荼羅圖を容易に想起したのは、

上る「問訊吳剛何所有」(問訊

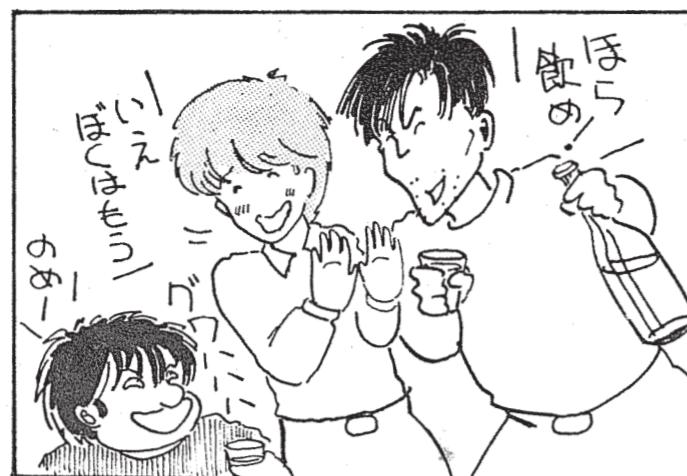
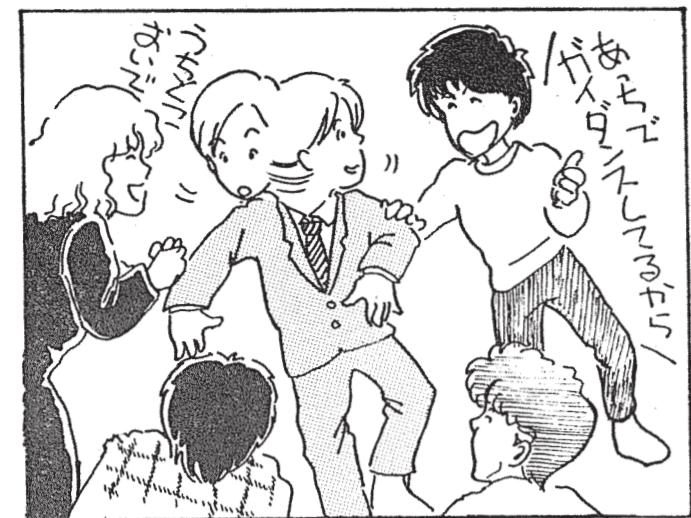
吳剛、何の有する所ぞ)と吳剛

ようさつき)などに見える漢代の

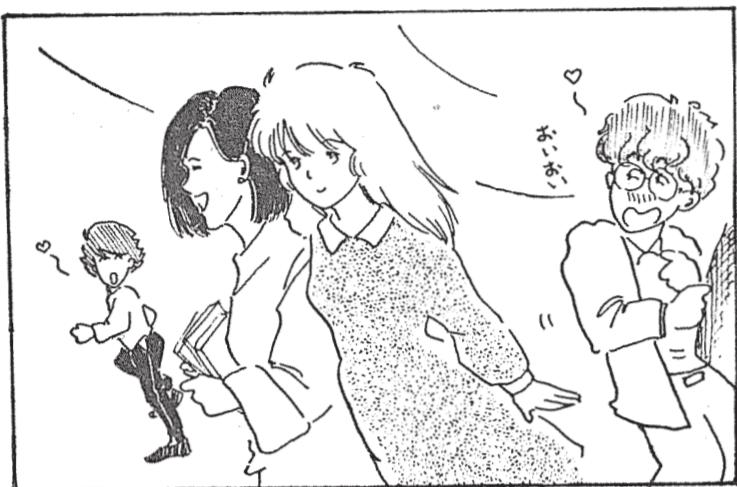
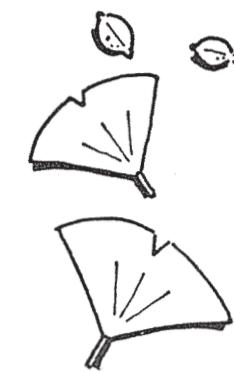
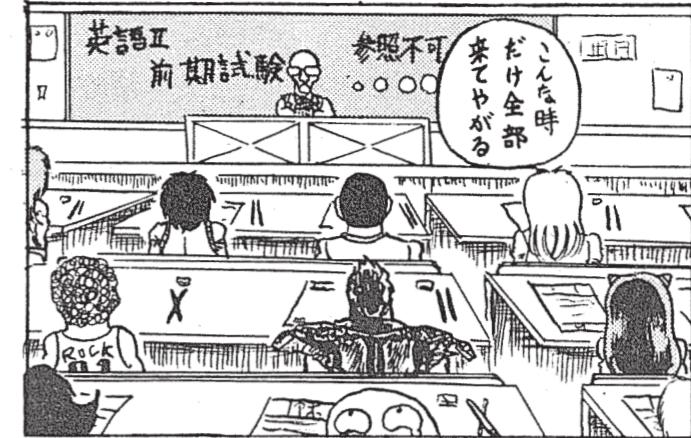
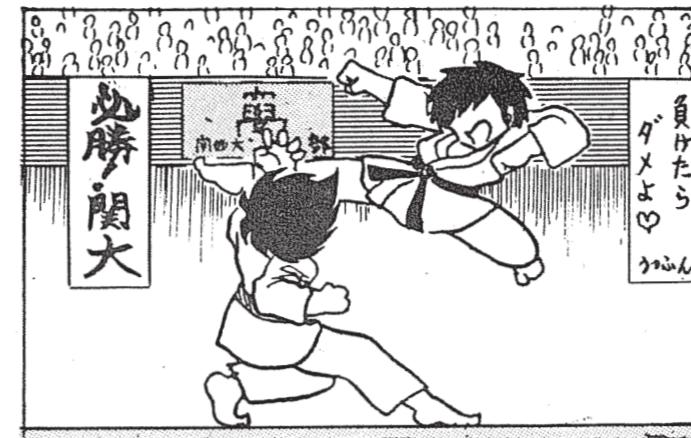
我失驕君失柳(我は驕(たけ)き柳を失い、君は柳を失う)/楊柳(なんじ)などに見える月中の仙女として、「わが大王【聖徳太子】が生

よつて大王の往生なされた世界の

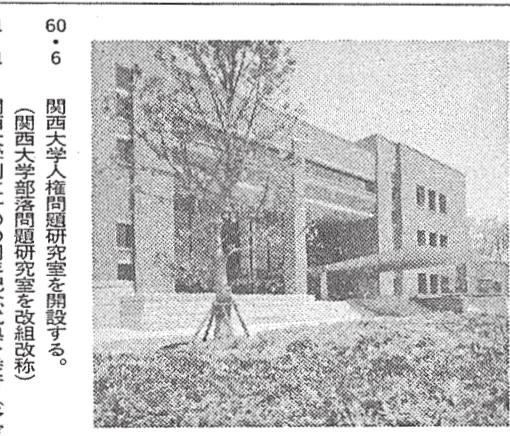
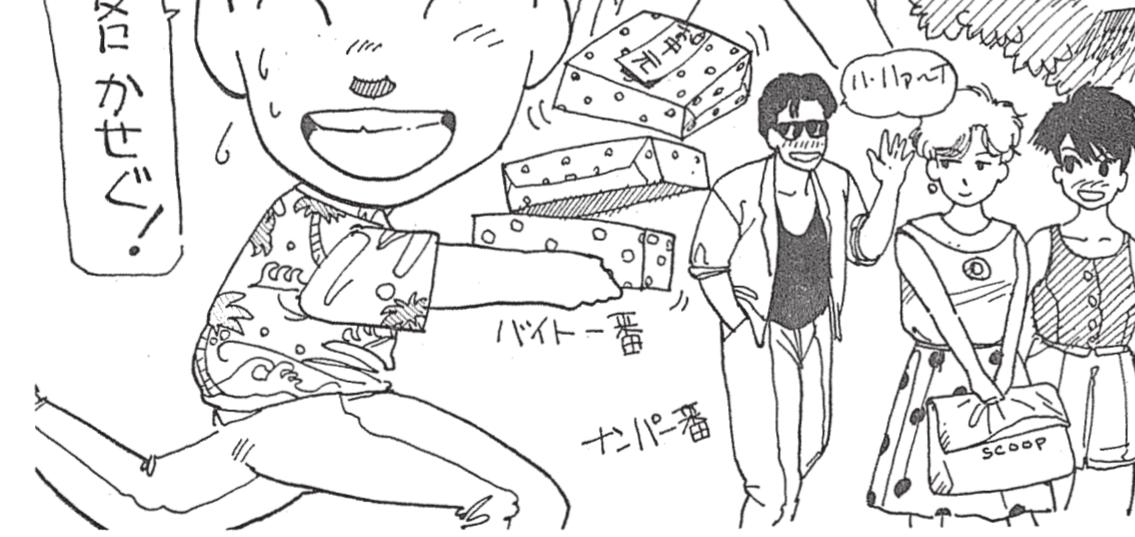
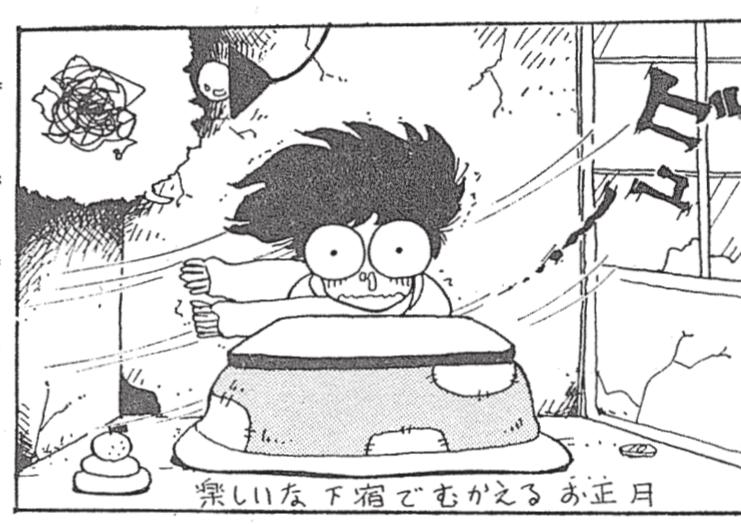
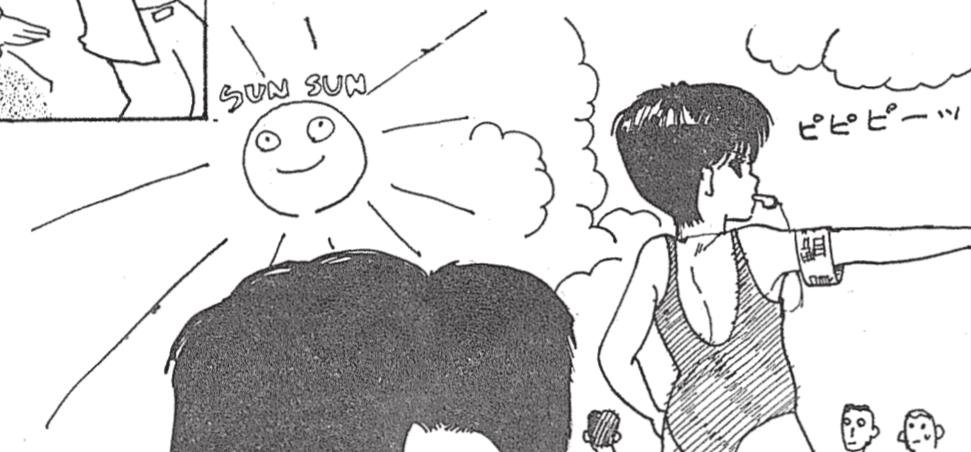
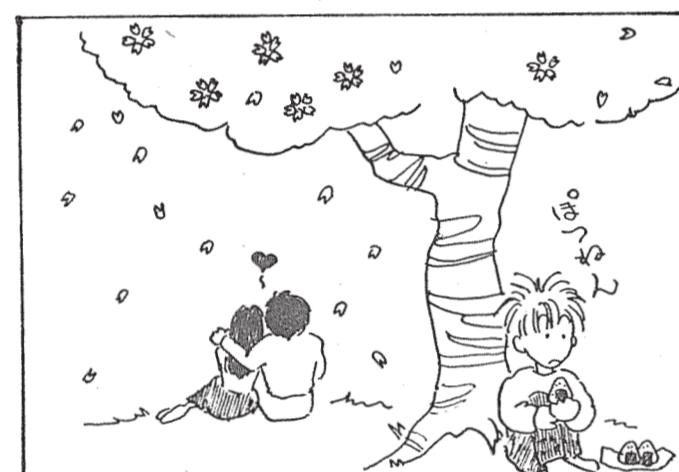
状景をじっくり眺めたい」と推古が、私が博物館での天寿国繡帳



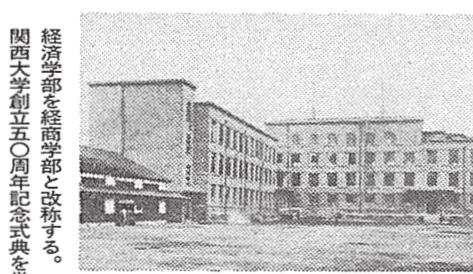
'86



CAMPUS LIFE



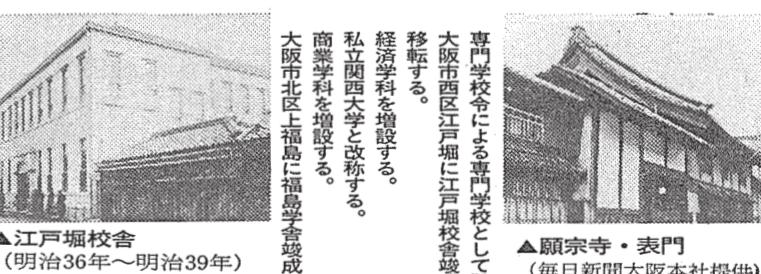
61
11
60
11
59 51
9 4
50 49
4 4
46 4239 4 1
33 4 4
29 4 4
28 4 4
25 4 3
23 4 3
11 4
10 3
15 8
14 2
13 2
11 6
1 6
【昭 和】
千里山に文理学部本館が完成する。
関西大学創立50周年記念式典を挙行する。
新制関西大学に移行し、法・文・理・商の
四学部(各第一部)が発足する。
新制天六学部を開設する。
関西大学東西学術研究所を開設する。
関西大学考古学等實習室を天六学舎へ移転する。
関西大学人権問題研究室を開設する。
関西大学人権問題研究室を開設する。
関西大学人権問題研究室を開設する。
関西大学人権問題研究室を開設する。
関西大学人権問題研究室を開設する。



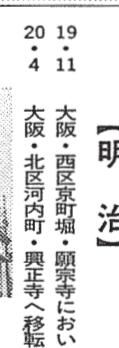
千里山に文理学部本館が完成する。
関西大学創立50周年記念式典を挙行する。
新制関西大学に移行し、法・文・理・商の
四学部(各第一部)が発足する。
新制天六学部を開設する。
関西大学東西学術研究所を開設する。
関西大学考古学等實習室を天六学舎へ移転する。
関西大学人権問題研究室を開設する。
関西大学人権問題研究室を開設する。
関西大学人権問題研究室を開設する。



千里山に文理学部本館が完成する。
関西大学創立50周年記念式典を挙行する。
新制関西大学に移行し、法・文・理・商の
四学部(各第一部)が発足する。
新制天六学部を開設する。
関西大学東西学術研究所を開設する。
関西大学考古学等實習室を天六学舎へ移転する。
関西大学人権問題研究室を開設する。

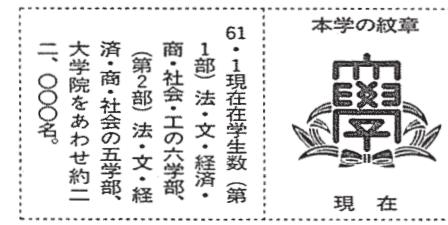


【大 正】
千里山に文理学部本館が完成し、同年5月
大学予科として認可される。
大学予科が改称する。
新制関西大学と改称する。
大阪市北区に福島に新校舎が完成し、移転する。

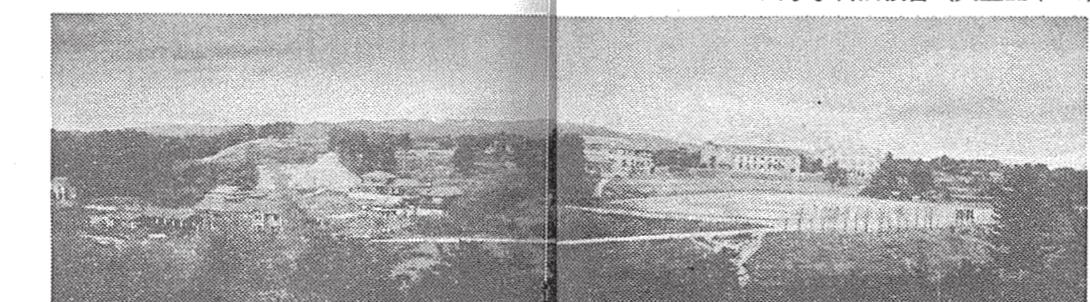


【明 治】
大阪・西宮町堀・願宗寺において、関西法律学校を創設し、開講する。
大阪・北区河内町・興宗寺へ移転する。

関西大学一〇〇年の歩み



本学の紋章
現在
61・現生在学生数 第一部 法・文・理
商社会・文六学部、(第2部)法・文經
済商・社英の五学部
大学院をめぐせ約二
二、〇〇〇名。



天六学舎の講義

橋本 昭一

誘惑と終電車が心配

天六学舎の講義は、夕刻五時二十分から始まる。国鉄、阪急、地下鉄が二系統、それに市バスと、天六学舎への交通の便は非常に悪いが、この時刻は家路に急ぐ人の列車もよく混んでいる。

天六学舎に学ぶ学生たちがもっと多く利用するのは、地下鉄と阪急が相互乗り入れしている「天六」駅である。

神橋筋六丁目の駅だが、学生の職場や自宅が東西南北に広く分散しており、天六の駅でどこに隣接する大学の学生の存在が目立つといふことはない。天六学舎に着く者は高々二千名にすぎない。え、講義が五時二十分から始まる。いつも、二千名のうちの時間、金部で五十八ある教室のどこかに座っている者は百名もいなければないだろうか。

私は未だ一限目の講義を担当し、い食事をして天六にたどりつけた。行きつけの店に先回りして肴を駆走になる者もいる。

天六学舎の講義は、目下のところ一日三講時制で、三限目の終了時刻は九時半である。この時間帯なら、地下鉄も阪急も十五分に二台位の間隔で走っているので、なんの心配もいらないはずだが、実のところ学生たちは意外に遅く地から帰っている。

天六学舎での講義は、目下のところ一日三講時制で、三限目の終了時刻は九時半である。この時間帯なら、地下鉄も阪急も十五分に二台位の間隔で走っているので、なんでもひとつの方針があつて、その学校なり会社が交通至便のところにあればあるほど、通学・通勤の距離と時間は伸びるぞうである。先生方も同じで、交通至便の大学周辺は地価が高いため、結果的には二時間以上電車を乗り継いで大学に通う方も増える一方である。神戸、京都、奈良は千里山で担当した先生が途中で軽く車を走らせる。先生方が車を走らせる。私は目下土曜日の一限目に、ぜんそくの授業が同じ日の三限目にある。

天六学舎の講義は、目下のところ一日三講時制で、三限目の終了時刻は九時半である。この時間帯なら、地下鉄も阪急も十五分に二台位の間隔で走っているので、なんでもひとつの方針があつて、その学校なり会社が交通至便のところにあればあるほど、通学・通勤の距離と時間は伸びるぞうである。先生方も同じで、交通至便の大学周辺は地価が高いため、結果的には二時間以上電車を乗り継いで大学に通う方も増える一方である。神戸、京都、奈良は千里山で担当した先生が途中で軽く車を走らせる。先生方が車を走らせる。私は目下土曜日の一限目に、ぜんそくの授業が同じ日の三限目にある。

天六学舎の講義は、目下のところ一日三講時制で、三限目の終了時刻は九時半である。この時間帯なら、地下鉄も阪急も十五分に二台位の間隔で走っているので、なんでもひとつの方針があつて、その学校なり会社が交通至便のところにあればあるほど、通学・通勤の距離と時間は伸びるぞうである。先生方も同じで、交通至便の大学周辺は地価が高いため、結果的には二時間以上電車を乗り継いで大学に通う方も増える一方である。神戸、京都、奈良は千里山で担当した先生が途中で軽く車を走らせる。先生方が車を走らせる。私は目下土曜日の一限目に、ぜんそくの授業が同じ日の三限目にある。



天六学舎

昭和四十年に、同対審(同和対策審議)答申が出された。當時種々の論議があつたが、被差別部落の解放が國の責務であることを明確に規定した、この同対審の意義は矢張り大きくて、文字通り歴史的なものであったと言つても過言ではない。そしてこの同対審が問題の解決は「同時に国民的課題である」との認識に立っていたものである。そこもまた忘れてはならない。

同対審答申はそのため、①環境改善②社会福祉③産業・職業④教育問題⑤人権問題という多方面にわたる施策が必要であることを指摘した。答申のこの精神から、その延長線上にあるものとして「部落解放基本法」を作るべきだと考へ出るのは当然であったと言つてよい。答申が出来て二年後の昭和四十二年に部落解放問題が「環境改善事業をやることも大切なことで、そのための法律を作れ。しかし同時に部落問題の解決の重要性を明確にした基本的性格をも持つた法律を」という要求をしたのはその表であつた。

部落解放基本法の制定を願つて

人権問題委員会委員長 吉田 永宏

であるが、或る程度の環境改善が進んで来た今日、もう一度答申の精神の原点に立ち返って、部落の完全解放に役立つ法律を考えなければならない段階に達している

とも確認しなければならない。

部落解放のためには、異なる三つの分野の各々にわたる総合的な施策の必要などが從来から指摘されている。

と言えよう。

第二は生産の保障とそのための教育の向上である。労働からの疎外が部落差別の最も典型的なものであることは、多くの人の知るところである。現在でも、被差別部落の出身者や在日朝鮮人・韓国人、障害者は雇用しないことを公然と打ち出している悪質な企業があると絶対ない。しかもこのような表

る。一人ひとりの胸の底を覗いてみると解るよう、これが最も時

間を必要とする厄介な問題であ

る。部落についての誤った認識は、

小さな子どもたちの頭の中にさ

え、現代でも植え付けられてしま

つている。この実情を変革するの

問題は残るにせよ、試みとしては

面白い。

なお、本文の理解に役立てるた

め、巻末には「天台宗小史典」を付してある。

差別解消のための総合的施策を

ことはできないで「世界はいま諸外国の差別撤廃法と日本一」(部落解放研究所編)所収の友永健三「部落解放基本法の制定をめざして」や部落解放基本法制定要請国民運動中央実行委員会作成の冊子「部落解放基本法制定をめざして」等の文章を紹介し、この基本法(案)の内容が①宣誓法の部分②事業法的部分③啓発法

のものであるという点に存在するのであって、その第一条(目的)に「この法律は、部落差別が人間の尊嚴を侵し、社会的に存するを位置づけることが大切である。そこで、そのためにこそ従来の環境改善を中心とした、いわば枠の中での事業の単なる延長ではない、部落解放基本法の制定が求められるのである。(文学部教授)

他の執筆陣もさすがであり、総括。これに回峰行の成就者として活躍を浴びた酒井雄哉師の求法一代記を加え、現代に生きる天台教学を浮揚にしようとする。

問題は残るにせよ、試みとしては坦執筆。これに回峰行の成就是ある。教授室と呼ばれるこの部屋は、この時間帯は満員で、ゆきり講義の準備をする先生も、ただ一つの大部屋で休息をとることになる。教授室と呼ばれるこの部屋は、この時間帯は満員で、ゆきり講義の準備をする

問題は残るにせよ、試みとしては坦執筆。これに回峰行の成就是ある。教授室と呼ばれるこの部屋は、この時間帯は満員で、ゆきり講義の準備をする先生も、ただ一つの大部屋で休息をとることになる。教授室と呼ばれるこの部屋は、この時間帯は満員で、ゆきり講義の準備をする

りから天六に通っている学生も多いため、どうとも最寄りの電鉄の駅から、さらにバスに乗らなければならない学生にとっては、九時半まで天六にとどまつていては、終バスに間に合わないと、席を立つ者がでてくる。私のように話術に自信のない者は、話が面白くないので学生が逃げてゆくよければならない。そういう訳で三限目は、終業時間が遅くなる。そういう訳で三限目は、終業時間が遅くなる。そういう訳で三限目は、終業時間が遅くなる。

（中略）

工業部教授 荒木兵一郎編著
『高齢化社会』
と生活空間』

日本が高齢化社会に向かいつつあることは説かれて久しいが、その対応にとまどっているというの現状であろう。本書はこの問題を生活空間のあり方に絞って、その方向づけと具体的な方法について論述している。

まず編者を含む五人の著者は、

高齢者の生活拠点はあくまでも家族と一緒に暮す「住宅」でなければならぬことなどを、討論形式で明確に打出している。そのうえで各著者がそれぞれの専門に従つて論述しているが、ここでは荒木文雄について紹介する。いまでもな

く荒木教授は、建築専門家として長くこの種の課題に取組んでこら

博したものの、ほどなく取止めになってしまった。この出現と消失の問題点を明快に指摘し、さきの論述の趣旨も踏まえて隣接住宅の推進を提唱している。高齢者にあつたとは、残念ながら現実ではないことは当然過ぎるくらい

の実態が「臭い」「汚い」といった自然のことであるが、劣悪な部落は因となる程である。差別は因となる程である。

第三は現在の社会になお根強く存する「差別意識」の問題である。

紙面の関係からも、これは基本法の内容については詳しく触れておらず、詳しく述べておきた。

第三は現在の社会になお根強く存する「差別意識」の問題である。

紙面の関係からも、これは基本

法の内容については詳しく触れておらず、詳しく述べておきた。

第三は現在の社会になお根強く存する「差別意識」の問題である。

紙面の関係からも、これは基本